（建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料）

建築物エネルギー消費性能向上法第29条第１項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査の手数料の額は、次の表に掲げる一棟当たりの金額の合算です。

※建築確認申請を併用される場合は、建築確認申請手数料も別途必要になります。

（1）住宅の場合

区分			一棟当たりの手数料の額	
			申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が、建築物エネルギー消費性能向上法第30条第１項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとして市長が別に定める方法により技術的審査を受けたものである場合	その他の場合
一戸建ての住宅			5,000円	36,800円
共同住宅等	住戸部分（申請戸数につき）	1戸	5,000円	36,800円
		2戸～5戸	10,100円	74,500円
		6戸～10戸	17,300円	104,800円
		11戸～25戸	28,900円	147,500円
		26戸～50戸	48,400円	211,900円
		51戸～100戸	86,800円	303,800円
		101戸～200戸	137,400円	411,500円
		201戸～300戸	173,600円	539,600円
		301戸～	185,100円	633,600円
	共用部分（床面積につき）	300㎡以内	10,100円	117,900円
		300㎡を超え2,000㎡以内	28,900円	194,500円
		2,000㎡を超え5,000㎡以内	86,800円	303,000円
		5,000㎡を超え10,000㎡以内	137,400円	389,100円
		10,000㎡を超え25,000㎡以内	173,600円	465,100円
		25,000㎡を超えるもの	217,000円	541,700円

備考

１ 「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。

２ 「住戸部分」とは、共用住宅等の住戸の部分をいう。

３ 「共用部分」とは、共用住宅等の共用廊下、共用階段その他の住戸部分以外の部分をいう。

４ 共同住宅等の建築物全体の認定申請をする場合又は共同住宅等の住戸部分及び共同住宅等の建築物全体の認定申請をする場合の手数料の額は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額とする。この場合において、この表中「申請戸数」とあるのは、「総戸数」と読み替えるものとする。

ア 住宅部分及び共用部分の設計一次エネルギー消費量（実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量（一年間に消費するエネルギー（エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第2条第１項に規定するエネルギーをいう。）の量を熱量に換算したものをいう。）をいう。以下同じ。）を算定する場合 住戸部分の手数料の額及び共用部分の床面積に応じた手数料の額を合算した額

イ 共用部分の設計一次エネルギー消費量を算定しない場合 住戸部分の手数料の額

（2）非住宅建築物の場合

区分		一棟当たりの手数料の額		
		申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が、建築物エネルギー消費性能向上法第30条第1項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとして市長が別に定める方法により技術的審査を受けたものである場合	その他の場合	
			申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が、建築物エネルギー消費性能向上法第30条第1項第1号の規定により定められた簡易な評価方法であって市長が別に定める方法により評価されたものである場合	左記以外の評価方法により評価されたものである場合
非住宅建築物（床面積につき）	300㎡以内	10,100円	93,800円	260,400円
	300㎡を超え2,000㎡以内	28,900円	157,300円	415,100円
	2,000㎡を超え5,000㎡以内	86,800円	254,700円	590,900円
	5,000㎡を超え10,000㎡以内	137,400円	332,600円	724,700円
	10,000㎡を超え25,000㎡以内	173,600円	399,800円	854,200円
	25,000㎡を超えるもの	217,000円	469,000円	975,000円

備考 「非住宅建築物」とは、住戸以外の用途のみに供する建築物をいう。

（3）複合建築物の場合

区分	一棟当たりの手数料の額
複合建築物全体の認定申請をする場合又は複合建築物の住戸の部分及び複合建築物全体の認定申請をする場合	次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額。この場合において、第1号の表の「申請戸数」とあるのは、「総戸数」と読み替えるものとする。
	ア　一戸の住宅の用途に供する部分を有する場合　（ア）及び（イ）の額を合算した額
	（ア）　第1号の表の一戸建ての住宅の手数料の額
	（イ）　住宅以外の用途に供する部分の床面積に応じた前号の表の非住宅建築物の手数料の額
	イ　共同住宅等の用途に供する部分を有する建築物であって、住戸部分及び共用部分の設計一次エネルギー消費量を算定する場合　（ア）から（ウ）までの額を合算した額
	（ア）　住戸部分の総戸数に応じた第1号の表に掲げる共同住宅等の住戸部分の手数料の額
	（イ）　共用部分の床面積に応じた第1号の表に掲げる共同住宅等の共用部分の手数料の額
	（ウ）　住宅以外の用途に供する部分の床面積に応じた前号の表に掲げる非住宅建築物の手数料の額
	ウ　共同住宅等の用途に供する部分を有する建築物であって、共用部分の設計一次エネルギー消費量を合算しない場合　イ（ア）及び（ウ）の額を合算した額
複合建築物の住戸の部分の認定申請をする場合	複合建築物の形態に応じて、第1号の表の一戸建ての住宅の手数料の額又は認定申請をする住戸部分の戸数に応じた共同住宅等の住戸部分の手数料の額

備考

1 「複合建築物」とは、住宅の用途及び住宅以外の用途に供する建築物をいう。

2 「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。

3 「住戸部分」とは、共同住宅等の住戸の部分をいう。

4 「共用部分」とは、共同住宅等の共用廊下、共用階段その他の住戸部分以外の部分をいう。

（建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料）

建築物エネルギー消費性能向上法第31条第１項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査の手数料の額は、次の表（新たに棟を加える変更を行う場合にあっては（建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料）の表）に掲げる一棟当たりの金額の合算です。

※建築確認申請を併用される場合は、建築確認申請手数料も別途必要になります。

（1）住宅の場合

区分			一棟当たりの手数料の額	
			申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が、建築物エネルギー消費性能向上法第30条第１項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとして市長が別に定める方法により技術的審査を受けたものである場合	その他の場合
一戸建ての住宅			3,000円	18,900円
共同住宅等	住戸部分（申請戸数につき）	1戸	3,000円	18,900円
		2戸～5戸	6,000円	38,200円
		6戸～10戸	10,400円	54,100円
		11戸～25戸	17,300円	76,600円
		26戸～50戸	29,000円	110,800円
		51戸～100戸	52,000円	160,500円
		101戸～200戸	82,400円	219,500円
		201戸～300戸	104,100円	287,100円
		301戸～	111,100円	335,300円
	共用部分（床面積につき）	300㎡以内	6,000円	59,900円
		300㎡を超え2,000㎡以内	17,300円	100,100円
		2,000㎡を超え5,000㎡以内	52,000円	160,200円
		5,000㎡を超え10,000㎡以内	82,400円	208,300円
		10,000㎡を超え25,000㎡以内	104,100円	249,900円
		25,000㎡を超えるもの	130,200円	292,500円

備考

１ 「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。

２ 「住戸部分」とは、共用住宅等の住戸の部分をいう。

３ 「共用部分」とは、共用住宅等の共用廊下、共用階段その他の住戸部分以外の部分をいう。

４ 共同住宅等の建築物全体の認定申請をする場合又は共同住宅等の住戸部分及び共同住宅等の建築物全体の認定申請をする場合の手数料の額は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額とする。この場合において、この表中「申請戸数」とあるのは、「総戸数」と読み替えるものとする。

ア 住宅部分及び共用部分の設計一次エネルギー消費量（実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量（一年間に消費するエネルギー（エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第２条第１項に規定するエネルギーをいう。）の量を熱量に換算したものをいう。）をいう。以下同じ。）を算定する場合　住戸部分の手数料の額及び共用部分の床面積に応じた手数料の額を合算した額

イ 共用部分の設計一次エネルギー消費量を算定しない場合　住戸部分の手数料の額

（2）非住宅建築物の場合

区分		一棟当たりの手数料の額		
		申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が、建築物エネルギー消費性能向上法第30条第1項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとして市長が別に定める方法により技術的審査を受けたものである場合	その他の場合	
			申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が、建築物エネルギー消費性能向上法第30条第1項第1号の規定により定められた簡易な評価方法であって市長が別に定める方法により評価されたものである場合	左記以外の評価方法により評価されたものである場合
非住宅建築物（床面積につき）	300㎡以内	6,000円	47,900円	131,200円
	300㎡を超え2,000㎡以内	17,300円	81,500円	210,400円
	2,000㎡を超え5,000㎡以内	52,000円	136,000円	304,100円
	5,000㎡を超え10,000㎡以内	82,400円	180,000円	376,100円
	10,000㎡を超え25,000㎡以内	104,100円	217,200円	444,400円
	25,000㎡を超えるもの	130,200円	256,100円	509,200円

備考 「非住宅建築物」とは、住戸以外の用途のみに供する建築物をいう。

（3）複合建築物の場合

区分	一棟当たりの手数料の額
複合建築物全体の認定申請をする場合又は複合建築物の住戸の部分及び複合建築物全体の認定申請をする場合	次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額。この場合において、第1号の表の「申請戸数」とあるのは、「総戸数」と読み替えるものとする。
	ア 一戸の住宅の用途に供する部分を有する場合 （ア）及び（イ）の額を合算した額
	（ア） 第1号の表の一戸建ての住宅の手数料の額
	（イ） 住宅以外の用途に供する部分の床面積に応じた前号の表の非住宅建築物の手数料の額
	イ 共同住宅等の用途に供する部分を有する建築物であって、住戸部分及び共用部分の設計一次エネルギー消費量を算定する場合 （ア）から（ウ）までの額を合算した額
	（ア） 住戸部分の総戸数に応じた第1号の表に掲げる共同住宅等の住戸部分の手数料の額
	（イ） 共用部分の床面積に応じた第1号の表に掲げる共同住宅等の共用部分の手数料の額
	（ウ） 住宅以外の用途に供する部分の床面積に応じた前号の表に掲げる非住宅建築物の手数料の額
	ウ 共同住宅等の用途に供する部分を有する建築物であって、共用部分の設計一次エネルギー消費量を合算しない場合 イ（ア）及び（ウ）の額を合算した額
複合建築物の住戸の部分の認定申請をする場合	複合建築物の形態に応じて、第1号の表の一戸建ての住宅の手数料の額又は認定申請をする住戸部分の戸数に応じた共同住宅等の住戸部分の手数料の額

備考

1 「複合建築物」とは、住宅の用途及び住宅以外の用途に供する建築物をいう。

2 「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。

3 「住戸部分」とは、共同住宅等の住戸の部分をいう。

4 「共用部分」とは、共同住宅等の共用廊下、共用階段その他の住戸部分以外の部分をいう。

（建築物エネルギー消費性能に係る認定申請手数料）

建築物エネルギー消費性能向上法第36条第１項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査の手数料の額は、次の表に掲げるとおりです。

（1）住宅の場合

区分			一件当たりの手数料の額		
			申請に係る建築物が、建築物エネルギー消費性能向上法第２条第３号に規定する基準又はこれと同等の基準に適合するものとして市長が別に定める方法により技術的審査を受けたものである場合	その他の場合	
				申請に係る建築物の共用部分以外の部分が、建築物エネルギー消費性能向上法第２条第３号の規定により定めた簡易な評価方法であって市長が別に定める方法により評価されたものである場合	左記以外の評価方法により評価されたものである場合
一戸建ての住宅			5,000円	18,700円	36,800円
共同住宅等	住戸部分（一棟の申請戸数につき	1戸	5,000円	18,700円	36,800円
		2戸～5戸	10,100円	35,300円	74,500円
		6戸～10戸	17,300円	51,200円	104,800円
		11戸～25戸	28,900円	73,600円	147,500円
		26戸～50戸	48,400円	111,100円	211,900円
		51戸～100戸	86,800円	168,100円	303,800円
		101戸～200戸	137,400円	239,500円	411,500円
		201戸～300戸	173,600円	309,500円	539,600円
		301戸～	185,100円	352,100円	633,600円
	共用部分（床面積につき）	300㎡以内	10,100円	117,900円	117,900円
		300㎡を超え2,000㎡以内	28,900円	194,500円	194,500円
		2,000㎡を超え5,000㎡以内	86,800円	303,000円	303,000円
		5,000㎡を超え10,000㎡以内	137,400円	389,100円	389,100円
		10,000㎡を超え25,000㎡以内	173,600円	465,100円	465,100円
		25,000㎡を超えるもの	217,000円	541,700円	541,700円

備考

１ 「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。

２ 「住戸部分」とは、共用住宅等の住戸の部分をいう。

３ 「共用部分」とは、共用住宅等の共用廊下、共用階段その他の住戸部分以外の部分をいう。

４ 共同住宅等の建築物全体の認定申請をする場合又は共同住宅等の住戸部分及び共同住宅等の建築物全体の認定申請をする場合の手数料の額は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額とする。この場合において、この表中「申請戸数」とあるのは、「総戸数」と読み替えるものとする。

ア 住宅部分及び共用部分の設計一次エネルギー消費量（実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量（一年間に消費するエネルギー（エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第２条第１項に規定するエネルギーをいう。）の量を熱量に換算したものをいう。）をいう。以下同じ。）を算定する場合 住戸部分の手数料の額及び共用部分の床面積に応じた手数料の額を合算した額

イ 共用部分の設計一次エネルギー消費量を算定しない場合 住戸部分の手数料の額

（2）非住宅建築物の場合

区分		一件当たりの手数料の額		
		申請に係る建築物が、建築物エネルギー消費性能向上法第2条第3号に規定する基準又はこれと同等の基準に適合するものとして市長が別に定める方法により技術的審査を受けたものである場合	その他の場合	
			申請に係る建築物が、建築物エネルギー消費性能向上法第2条第3号の規定により定められた簡易な評価方法であって市長が別に定める方法により評価されたものである場合	左記以外の評価方法により評価されたものである場合
非住宅建築物(床面積につき)	300㎡以内	10,100円	93,800円	260,400円
	300㎡を超え2,000㎡以内	28,900円	157,300円	415,100円
	2,000㎡を超え5,000㎡以内	86,800円	254,700円	590,900円
	5,000㎡を超え10,000㎡以内	137,400円	332,600円	724,700円
	10,000㎡を超え25,000㎡以内	173,600円	399,800円	854,200円
	25,000㎡を超えるもの	217,000円	469,000円	975,000円

備考 「非住宅建築物」とは、住戸以外の用途のみに供する建築物をいう。

（3）複合建築物の場合

区分	一件当たりの手数料の額
複合建築物全体の認定申請をする場合又は複合建築物の住戸の部分及び複合建築物全体の認定申請をする場合	次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額。この場合において、第1号の表の「申請戸数」とあるのは、「総戸数」と読み替えるものとする。
	ア 一戸の住宅の用途に供する部分を有する場合 （ア）及び（イ）の額を合算した額
	（ア） 第1号の表の一戸建ての住宅の手数料の額
	（イ） 住宅以外の用途に供する部分の床面積に応じた前号の表の非住宅建築物の手数料の額
	イ 共同住宅等の用途に供する部分を有する建築物であって、住戸部分及び共用部分の設計一次エネルギー消費量を算定する場合 （ア）から（ウ）までの額を合算した額
	（ア） 住戸部分の総戸数に応じた第1号の表に掲げる共同住宅等の住戸部分の手数料の額
	（イ） 共用部分の床面積に応じた第1号の表に掲げる共同住宅等の共用部分の手数料の額
	（ウ） 住宅以外の用途に供する部分の床面積に応じた前号の表に掲げる非住宅建築物の手数料の額
	ウ 共同住宅等の用途に供する部分を有する建築物であって、共用部分の設計一次エネルギー消費量を合算しない場合 イ（ア）及び（ウ）の額を合算した額
複合建築物の住戸の部分の認定申請をする場合	複合建築物の形態に応じて、第1号の表の一戸建ての住宅の手数料の額又は認定申請をする住戸部分の戸数に応じた共同住宅等の住戸部分の手数料の額

備考

1 「複合建築物」とは、住宅の用途及び住宅以外の用途に供する建築物をいう。
2 「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。
3 「住戸部分」とは、共同住宅等の住戸の部分をいう。
4 「共用部分」とは、共同住宅等の共用廊下、共用階段その他の住戸部分以外の部分をいう。